

ガス小売供給約款

(家庭用ガス温水暖房契約用)

平成29年4月1日実施

鷺宮ガス株式会社

1. 目的

この約款は、家庭用ガス温水暖房の普及を通じ負荷調整を推進しつつ、合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 約款の届出および変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の約款によるものとします。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、4(1)①の専用住宅または4(1)②の併用住宅の居住部分にて、熱源機を利用し温水を循環させて暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「居室等」および「浴室等」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「その他期」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月の期間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月の期間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この約款においては8パーセントといたします。
- (8) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 「熱源機を利用し温水を循環させて暖房を行うシステム」を以下のいずれかの条

件で使用されること。

- ① 専用住宅で使用する。
- ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。

(2) 一需要場所におけるメーター能力が16立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの約款または他の約款（小型空調契約または空調夏期契約）の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（(4)において同じ）
- (4) 当社は、この約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款（一般用）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 専用住宅においてこの約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の約款またはガス小売供給約款（一般用）に基づくガスの需給契約は締結できません。
- (7) 併用住宅においてこの約款をご選択いただいた場合、居住部分において他の約款またはガス小売供給約款（一般用）に基づくガスの需給契約は締結できません。なお、店舗・作業所・事務所など業務部分にはこの約款は適用できません。

6. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本約款に基づき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

- (2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払い義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

86,220円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(3)に定められた各3か月間における、貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位と致します。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位と致します。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が137,950円以上となった場合は、137,950円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9550 \\ & + (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0457 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

12. 設置確認

- (1) 当社は、「熱源機を利用し温水を循環させて暖房を行うシステム」が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。
- (2) 「熱源機を利用し温水を循環させて暖房を行うシステム」を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次の通りといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1年から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	その他期	1, 728円 (消費税等相当額を含みます。)
	冬 期	2, 592円 (消費税等相当額を含みます。)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	155.89円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。